

名家連ニュース

平成30年6月12日(火)
発行：特定非営利活動法人
名古屋市精神障害者家族会連合会
会長 堀田 明
TEL/FAX (052) 846-5576 NO. 528号

河村市長の「名古屋城天守閣^{エレベーター} EV 設置せず」に反対する法的根拠

《国連障害者権利条約》 第二条（定義）

「障害を理由とする差別」とは、障害を理由とするあらゆる区別、排除又は制限であって、政治的、経済的、社会的、文化的、市民的その他のあらゆる分野において、他の者と平等にすべての人権及び基本的自由を認識し、享有し、又は行使することを害し、又は妨げる目的又は効果を有するものをいう。障害を理由とする差別には、あらゆる形態の差別（合理的配慮の否定を含む。）を含む。



《障害者基本法》 第四条（国及び地方公共団体の責務）

国及び地方公共団体は、障害者の権利の擁護及び障害者に対する差別の防止を図りつつ障害者の自立及び社会参加を支援すること等により、障害者の福祉を増進する責務を有する。

《障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針》 基本的な考え方

全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するためには、日常生活や社会生活における障害者の活動を制限し、社会への参加を制約している社会的障壁を取り除くことが重要である。このため、法は、後述する、障害者に対する不当な差別的取扱い及び合理的配慮の不提供を差別と規定し、行政機関等及び事業者に対し、差別の解消に向けた具体的取組を求めるとともに、普及啓発活動等を通じて、障害者も含めた国民一人ひとりが、それぞれの立場において自発的に取り組むことを促している。

《バリアフリー法改正法案（閣議決定）》 改正法案の概要 理念規定／国及び国民の責務

○理念規定を設けバリアフリー取組の実施に当たり「共生社会の実現」、「社会的障壁の除去」を明確化【目標・効果】高齢者、障害者や子育て世代など、全ての人々が安心して生活・移動できる環境を実現

「名古屋城天守閣の木造復元に EV は設置しない」—これは「国連障害者権利条約」「障害者差別解消法」「バリアフリー法」に反し、新たな「社会的障壁」をつくり出す暴挙と言わざるを得ません。県下 29 団体が加盟する愛知障害フォーラムは、「反対声明」「緊急声明」を発表し「愛知県障害者差別解消推進条例に基づく救済申し立て」を行っています。

また、文化庁に「市の許可申請について不受理もしくは却下とする意見書」を提出しました。愛知県の「人のやさしい街づくり推進委員会（委員長：鈴木賢一氏）」、名古屋市の「障害者施策推進協議会（会長：瀧誠氏）」もバリアフリー対策を河村市長に求めています。

6月19日（行動チラシは次ページ参照）には「第2弾のアピール行動」が計画されています。「高齢者・障害者・乳幼児を持つ子育て世代も拝観できる天守閣復元」「新技術開発を待ってから着工する」の声と運動を広げていきましょう。



6.19(火) 12:00～17:00

名古屋城木造天守にエレベータ設置を実現する
アピール行動

名古屋大行進

参加人数

参加者大募集

1,000名以上

私たちは、新しく木造復元される名古屋城天守に「史実に忠実な復元」との理由から、エレベーターを設置しないとした名古屋市の方針に強く抗議し、再考を求めるための行動として、この度、デモ行進とアピール行動を企画しました。主旨にご賛同いただき、是非、ご参加下さい。

集合場所：久屋大通公園 エディオン久屋広場
(名古屋市中区栄3-16)

参加者：本趣旨に賛同するすべての方々

タイムスケジュール

12:00

久屋大通公園エディオン久屋広場にて集会開始

13:00

デモ行進スタート(約2km)

14:30

名城公園(南遊園)に到着

15:00

市役所へ移動し、参加者全員で市役所を取り囲み抗議行動開始!

17:00

終了予定

お問い合わせ
お申し込み

052-851-5240

iitsugensurukai@gmail.com